

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所（以下「高浜発電所及び大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 京丹波町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び府の地域防災計画（原子力対策計画編）に基づいて作成し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 京丹波町における災害対策との関係

この計画は、「京丹波町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京丹波町地域防災計画（一般計画編、震災対策計画編）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| (4) 町防災計画 | 京丹波町地域防災計画 |
| (5) 災害対策本部 | 京丹波町災害対策本部 |
| (6) 支 部 | 京丹波町災害対策本部の支部 |
| (7) 府園部副支部 | 京都府南丹広域災害対策支部園部副支部 |

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）（令和4年7月6日一部改正）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 緊急防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)」を高浜発電所は、高浜発電所から概ね 30km までの範囲として図1及び表1に示すとおりとし、大飯発電所は、国による放射性物質の拡散シミュレーション結果を踏まえ、大飯発電所から概ね 32.5km までの範囲として図2及び表1に示すとおりとする。



図1 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) (高浜発電所)

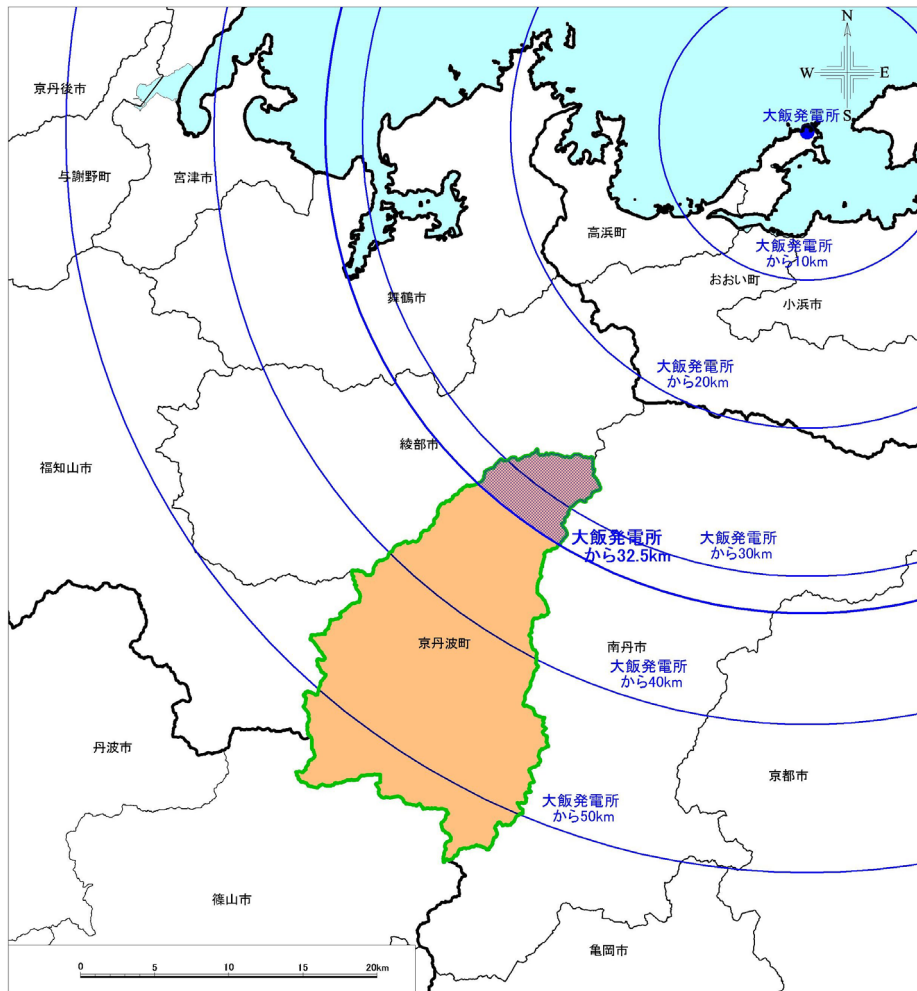


図2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）（大飯発電所）

表1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

（令和5年1月1日現在）

| 発電所 | 対象地域 | 人口 |
|-------|--|--------|
| 高浜発電所 | 中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑 | 2,590人 |
| 大飯発電所 | 上乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主 | 209人 |

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には防護措置（屋内退避）を原則実施することとし、UPZの範囲外においても、必要に応じて防護措置（屋内退避）を実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

表2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 京丹波町 | 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 京都府が行う被ばく患者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 京都府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------|---|
| 京都府 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民等の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく患者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |
| 京都府南丹警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 |
| 京都中部広域消防組合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害による被害報告と情報の収集及び広報 2 負傷者の救護、救助及び搬送 3 被災者の救出、救助及び被災者救助保護 4 立入禁止区域等における火災防御 5 避難に関する広報及び避難誘導 6 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導 |

| 機 関 名 | | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------|---|--|
| 指定地方行政機関 | 近畿農政局 | 1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 |
| | 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) | 1 海上における安全確保及び船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保 |
| | 大阪管区气象台 (京都地方气象台) | 1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊 | 1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保 |
| 指定公共機関 | 日本赤十字社 (京都府支部) | 1 緊急時医療センターへの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 |
| | 関西電力株式会社 | 1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備〕 放射線防護機材、消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力 |
| 指定地方公共機関 | 一般社団法人京都府医師会 | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 |
| | 一般社団法人京都府バス協会 | 1 避難住民等の輸送 |
| | 一般社団法人京都府トラック協会 | 1 緊急物資の輸送 |
| 公共的団体等 | 社団法人船井医師会 | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 |
| | 病院等経営者 | 1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援 |
| | 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 | 1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 広報活動等の協力 |

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議 及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 町は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、府から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つなどの観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 関西電力株式会社が府に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、府から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

町は、府が行う関西電力株式会社からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受け取るものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 町は、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、府や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 町は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 町は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、府、関西電力株式会社その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、府、関西電力株式会社その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び府と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

る。

(4) 非常通信関係防災協議会との連携

町は、非常通信関係防災協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、府及び関西電力株式会社その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

ア 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

- (ア) 高浜発電所原子力事業者防災業務計画
- (イ) 高浜発電所の施設の配置図
- (ウ) 大飯発電所原子力事業者防災業務計画
- (エ) 大飯発電所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

- (ア) 周辺概況図
- (イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所及び大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下「要配慮者」という。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- (ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）
- (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

- (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所及び大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- (カ) 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - (ア) 周辺地域の気象資料
 - (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の見候補地点図及び環境試料採取の見候補地点図
 - (ウ) 線量推定計算に関する資料
 - (エ) 平常時環境放射線モニタリング資料
 - (オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況
- エ 防護資機材等に関する資料
 - (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況
 - (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
 - (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- オ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - (ア) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
 - (イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- カ 避難に関する資料
 - (ア) 地区ごとの原子力災害住民避難計画（移動手手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - (イ) 避難所運営体制（避難所、連絡先、運営方法等を示すもの）

3 通信手段の確保

町は、国及び府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

町防災行政無線については、移動系防災無線の更新を行うとともに、同報系の設置を検討する。なお、この場合、同報系にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

町は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信ふくそうの防止

町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒体制をとるために必要な体制

町は、情報収集事態もしくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常招集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、招集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の招集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び府と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

町は、町長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の招集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府、府内関係市町、福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、府及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び、関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、府内関係市町、福井県及び、関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備するものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官等をはじめとする国、府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他関係機関と原子力防災体

制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

町は、府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入れ体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時からその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び除染（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 モニタリング体制等

町は、府の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

町は、府を通じて、国、福井県、滋賀県、関西電力株式会社、その他モニタリング関係機関と、平常時から府が設置している環境放射線モニタリングの観測データの共有体制を構築するなど緊密な連携を図るものとする。

10 専門家の派遣要請手続

町は、関西電力株式会社より施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ

め定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国及び府、関西電力株式会社及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

府は、関係市町等と協議し広域避難計画（基本型）を整備するものとされている。町は、避難にあたって、府の協力を得て、緊急時モニタリング結果等に基づき、柔軟に対応するものとする。なお、府域を超える避難については、府を通じて関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応するものとする。

1 避難計画の作成

町は、国、府及び、関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び府が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

(1) 避難にあたっての基本的な考え方

ア 高浜発電所及び大飯発電所で住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、町は、国、府等の

関係機関と連携を図り、住民等の避難を迅速かつ適切に行う。

イ 避難の範囲は、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）：高浜発電所については、高浜発電所から半径30km（和知地区全域）とし、大飯発電所については、大飯発電所から概ね半径32.5km圏内」を基本とする。

ウ 住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、町内施設等への避難を基本とする。

エ 実際の運用にあたっては、発電所における事故等の状況に応じ、本計画を柔軟に応用して対応する。

（2）避難計画の運用上の確認

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、府とそれぞれ協議の上、必要に応じた段階的な避難体制により、住民に混乱が生じないよう配慮する。

<段階的な避難体制とは>

ア 原子力発電所での事故の連絡があれば、環境放射線モニタリングを実施。

一定レベル（防護対策指標）を超えるおそれがあるときは、屋内退避を指示。

イ 屋内退避後2～3日程度経過しても、事故が終息をみない場合は、放射性物質の放出量、気象条件、モニタリング結果を考慮し、高浜原子力発電所の事故の場合は、全和知地域の住民避難を指示、大飯原子力発電所の事故の場合は、UPZ圏内の住民避難を指示。

ウ その後の状況推移により、大飯原子力発電所の事故の場合は、第2次避難体制をとる。高浜原子力発電所の場合は、状況に応じた体制をとる。

（3）避難等に関する指標

避難等に関する指標は、原子力災害対策指針に基づく。

表3 避難等に関する指標

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | | | 防護措置の概要 |
|-----------------------|-----------------|---|---|------------|--------------------------|--|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μSv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。) |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μSv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施 |
| 飲食物摂取制限 ^{※9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μSv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ^{※7} | 飲料水、牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | ^{※8} 2,000Bq/kg | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | | | |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面

積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(4) 避難計画の対象範囲

町は、高浜発電所及び大飯発電所に近接しており、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：高浜発電所から概ね30kmまでの範囲、大飯発電所から概ね32.5kmまでの範囲）」に町域の一部が含まれる。

このことから、原子力発電所で発生した事故等有事の際には、国、府等との協議により、災対法に基づき、町長は必要に応じて、表4、図1、図2に示す地域を対象に避難指示を発令するものとする。

表4 避難計画の対象とする範囲

【令和5年1月1日現在 住民基本台帳】

ア 高浜発電所防災対策の避難計画の対象とする範囲

高浜発電所で事故があった場合

| 地域名 | 世帯数 | 人口（人） | 備考 |
|-----|-----|-------|----|
| 中山 | 34 | 68 | |
| 升谷 | 102 | 197 | |
| 市場 | 121 | 188 | |
| 大倉 | 65 | 152 | |
| 篠原 | 41 | 86 | |
| 大迫 | 31 | 63 | |
| 長瀬 | 40 | 85 | |
| 塩谷 | 18 | 37 | |
| 上乙見 | 17 | 29 | |
| 下乙見 | 7 | 13 | |
| 西河内 | 27 | 64 | |
| 下栗野 | 28 | 72 | |
| 細谷 | 8 | 12 | |
| 上栗野 | 10 | 15 | |

| 地域名 | 世帯数 | 人口（人） | 備 考 |
|-------|----------|----------|-----|
| 仏 主 | 1 0 | 1 7 | |
| 本 庄 | 2 5 0 | 5 3 9 | |
| 坂 原 | 6 1 | 1 4 4 | |
| 中 | 3 1 | 6 3 | |
| 角 | 2 7 | 4 9 | |
| 広 瀬 | 3 5 | 7 7 | |
| 才 原 | 3 2 | 7 1 | |
| 大 簾 | 1 8 | 2 9 | |
| 広 野 | 3 8 | 8 0 | |
| 出 野 | 3 3 | 6 2 | |
| 稲 次 | 2 0 | 5 1 | |
| 安栖里 | 7 7 | 1 8 1 | |
| 小 畑 | 6 1 | 1 3 0 | |
| 大住10組 | 7 | 1 6 | |
| 計 | 1, 2 4 9 | 2, 5 9 0 | |

イ 大飯発電所防災対策の避難計画の対象とする範囲
大飯発電所で事故があった場合（第1次避難体制）

| 地域名 | 世帯数 | 人口（人） | 備 考 |
|-----|-------|-------|-----|
| 上乙見 | 1 7 | 2 9 | |
| 西河内 | 2 7 | 6 4 | |
| 下粟野 | 2 8 | 7 2 | |
| 細 谷 | 8 | 1 2 | |
| 上粟野 | 1 0 | 1 5 | |
| 仏 主 | 1 0 | 1 7 | |
| 計 | 1 0 0 | 2 0 9 | |

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定一般避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、指定一般避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の指定福祉避難所の指定に努めるものとする。指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要

配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、府等と連携し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の確保

町は、府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在（一次避難）に係る応援協定の締結

町は、府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

町は、国、府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

町は、府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、府と連携し、指定一般避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 町は、府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な

主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 町は、府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時から、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、町は、府の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、府及び町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設の管理者は、府及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(5) 幼児、児童、生徒等の避難については、府、府教育委員会、町、町教育委員会、認定こども園等、学校等と連携し、調整するものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、府及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、府、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに

留意する。

7 他の市町村に避難する被災者に関する情報を伝達する仕組みの整備

町は府の支援の下、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難や避難退域時検査及び除染等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、府及び、関西電力株式会社の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

10 交通規制の実施体制の整備

町は、高浜発電所及び大飯発電所の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：高浜施設から概ね30kmまでの範囲、大飯発電所から概ね32.5kmまでの範囲）」圏内について、住民を迅速かつ安全に避難させることができるよう、府警察と緊急時における道路交通規制の円滑な実施について協議するものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

町は、国、府及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

町は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあら

かじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続、空港等から現地までの先導体制等）について府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府と協力し、応急措置の実施に必要な資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

町は府及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害時における医療体制の整備

町は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害時における医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期の原子力災害時における医療機関の追加指定、原子力災害時における医療機関等への放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資器材等の配備など、原子力災害時における医療体制の整備を進めることとされている。また、今後、緊急時放射線検査施設の追加を検討するものとされている。

表5 原子力災害時における医療体制の状況

資料：京都府医療課
(令和5年4月現在)

| 区分 | 圏域 | 医療機関名 | 所在地 |
|----|----|-----------------------|-------------------|
| 初期 | 中丹 | 独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター | 舞鶴市字行永 2410 |
| | | 舞鶴赤十字病院 | 舞鶴市字倉谷 427 |
| | | 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 | 舞鶴市字浜 1035 |
| | | 綾部市立病院 | 綾部市青野町大塚 20-1 |
| | | 公益社団法人京都保健会京都協立病院 | 綾部市高津町三反田 1 |
| | | 市立福知山市民病院 | 福知山市厚中町 231 |
| | | 医療法人福富会京都ルネス病院 | 福知山市末広町 1-38 |
| | | 国民健康保険新大江病院 | 福知山市大江町字河守 180 |
| | 丹後 | 京都府立医科大学附属北部医療センター | 与謝郡与謝野町字男山 481 |
| | | 公益財団法人丹後中央病院 | 京丹後市峰山町字杉谷 158-1 |
| | | 京丹後市立弥栄病院 | 京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1 |
| | | 京丹後市立久美浜病院 | 京丹後市久美浜町 161 |
| | 南丹 | 京都中部総合医療センター | 南丹市八木町八木上野 25 |
| | | 国保京丹波町病院 | 船井郡京丹波町和田大下 28 |
| | | 医療法人清仁会亀岡シミズ病院 | 亀岡市篠町広田 1-32-15 |
| | | 亀岡市立病院 | 亀岡市篠町篠野田 1-1 |
| 二次 | | 独立行政法人国立病院機構京都医療センター | 京都市伏見区深草向畑町 1-1 |
| 三次 | | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 | 千葉市稲毛区穴川 4-9-1 |
| | | 国立大学法人広島大学 | 広島市南区霞 1-2-3 |

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国及び府と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、府、関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

5 物資の調達、供給活動の整備

町は、国、府及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 町は、国及び府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 町は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の整備を図るものとする。
- (3) 町は、国、府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 町は、原子力災害の特殊性に考慮し、国及び府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先を定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14節 家庭動物等対策

- (1) 町は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した府が作成したガイドブックを配布して啓発する。
- (2) 町は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 及び国際的な情報発信

(1) 町は、国、府及び、関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

ホームページ、広報紙、パンフレット等により行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関しては、府より必要な助言を受けるものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 原子力施設の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特性に関すること

エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること

オ 緊急時に、町、国及び府等が講じる対策の内容に関すること

カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること

キ 要配慮者への支援に関すること

ク 緊急時にとるべき行動

ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 町は、避難状況の確実な把握のため、町が指定した避難所以外に避難をした場合等に、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 町は、国及び府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

(7) 町長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、インターネット、携帯電話、防災行政無線、広報車等あらゆる伝達手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害時における医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、府及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害時における医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第17節 防災訓練等の実施

1 防災訓練の策定

- (1) 町は、国、府、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、
 - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
 - イ 対策拠点施設への招集、立ち上げ、運営訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - オ 原子力災害医療訓練
 - カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - キ 周辺住民避難訓練
 - ク 人命救助活動訓練等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を府と共同又は独自に行うものとする。
- (2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓

練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該町が含まれる場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、府、関西電力株式会社等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組むものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節 核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立

入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

- (4) 府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒体制をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（注）（以下同じ。）を対象とした避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。なお、連絡系統図は、図3、図4のとおりである。

ウ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことにつ

いて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

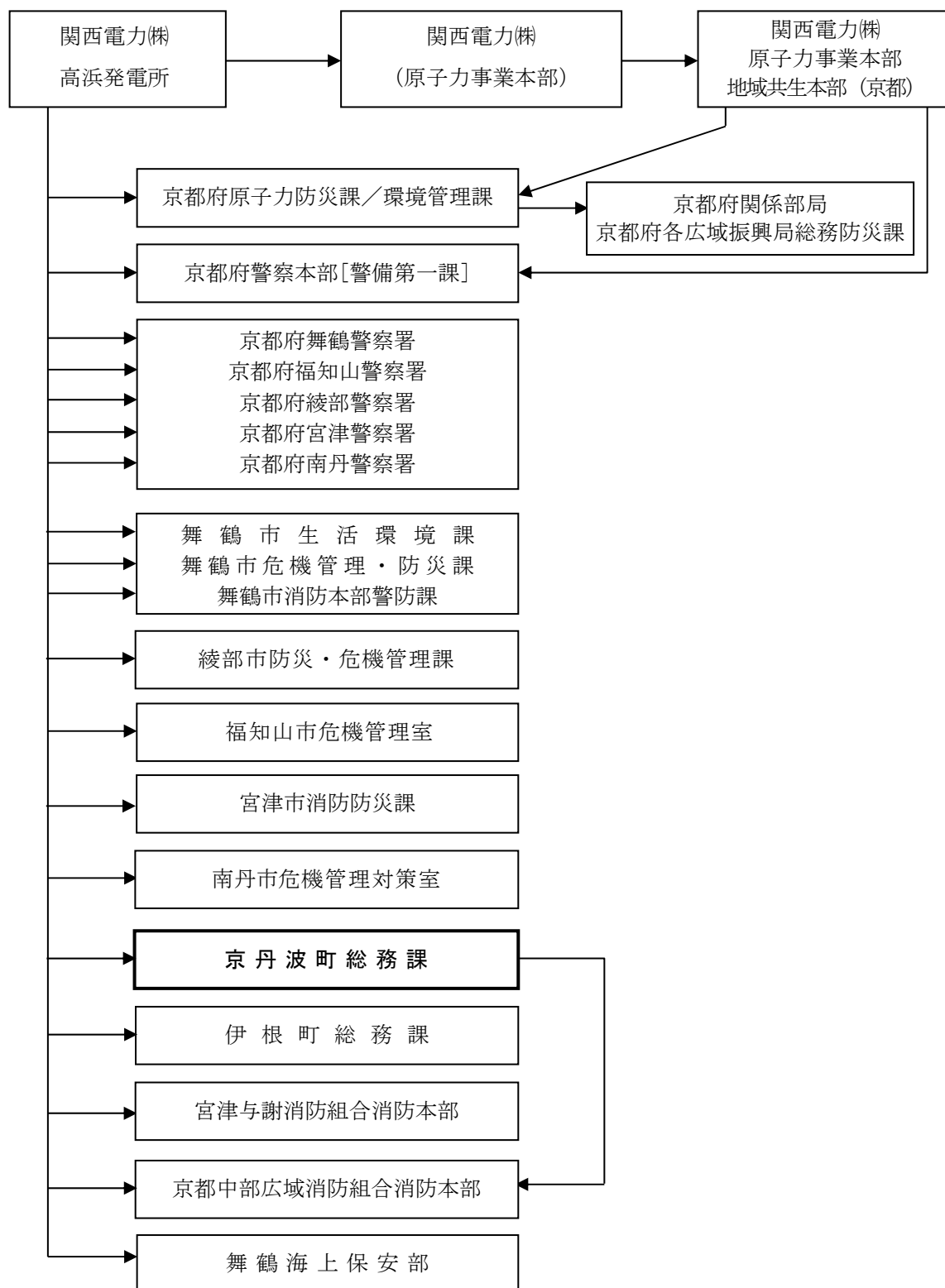
(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、P A Z内の住民等で次に掲げる者をいう。

- (ア) 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（(イ)又は(ウ)に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- (イ) 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- (ウ) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

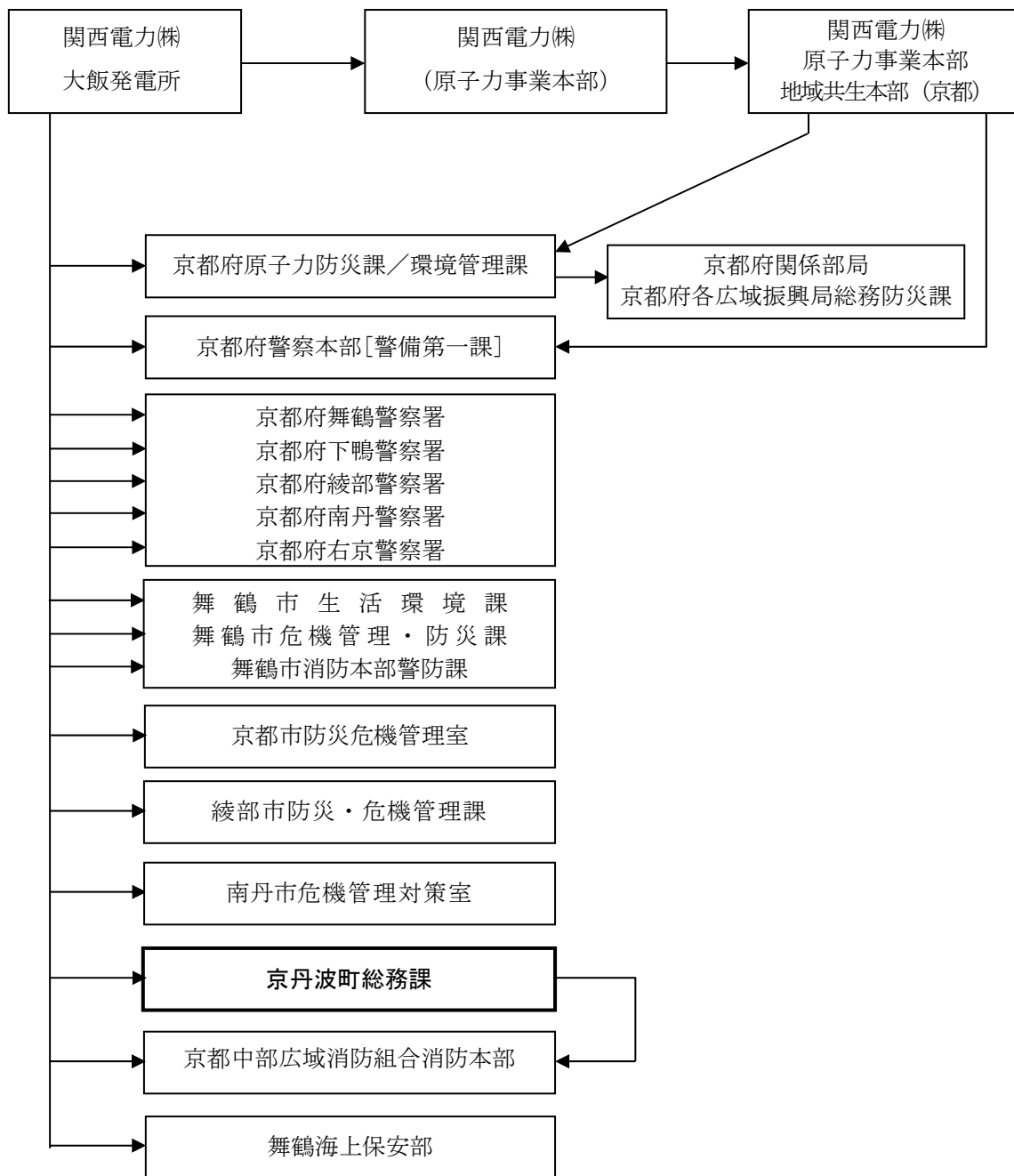
(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

- ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファックスで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、(町をはじめとする)府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファックスで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について町をはじめ官邸（内閣官房）、府及び府警察本部並びに公衆に連絡するものとされている。また、必要に応じP A Zを含む舞鶴市に対し、住民の避難等の防護措置の準備を行うよう連絡するものとする。
- ウ 町は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。



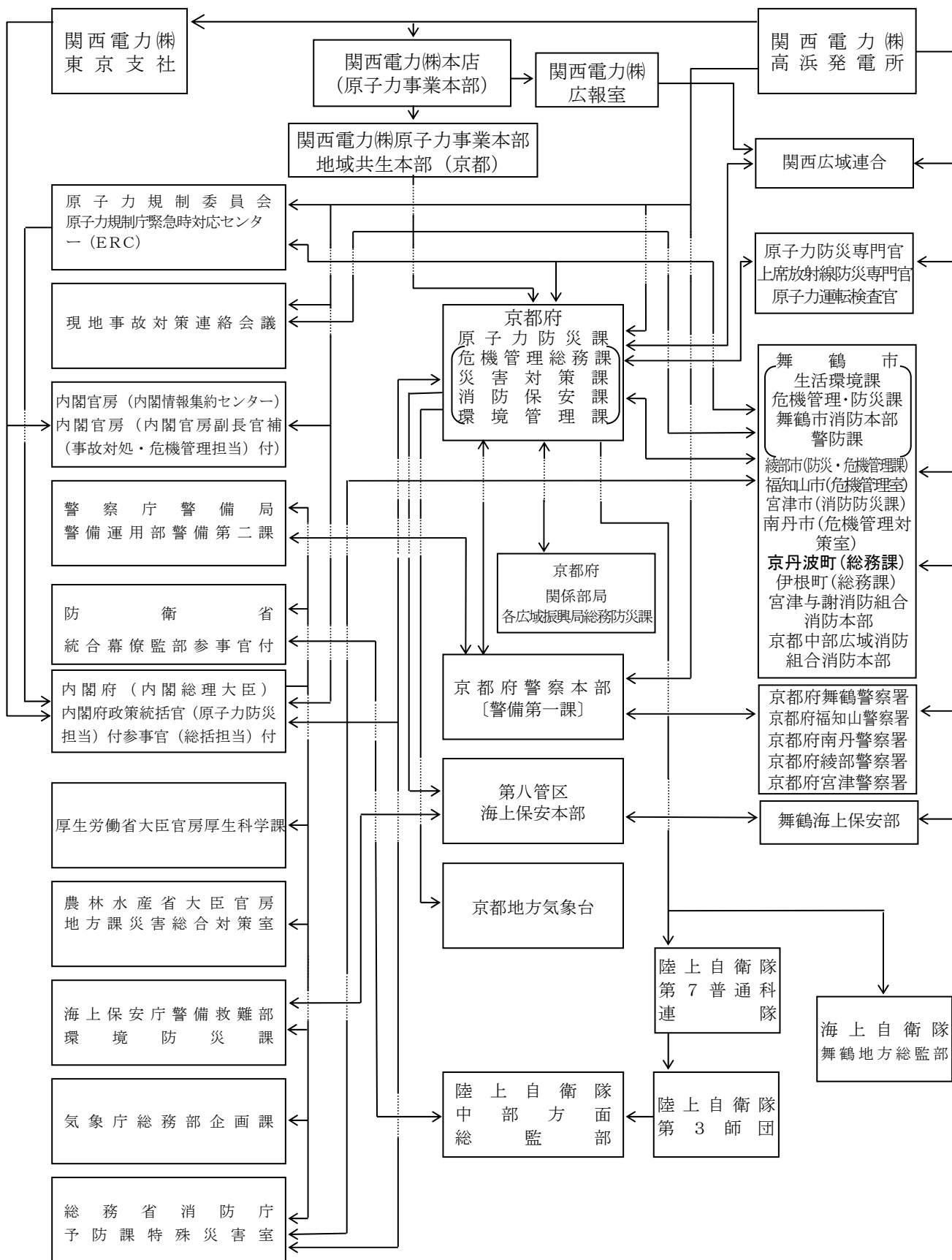
※関西電力株式会社は電話による着信確認を行う。

図3 「警戒事態発生時の情報連絡」系統図（高浜発電所）



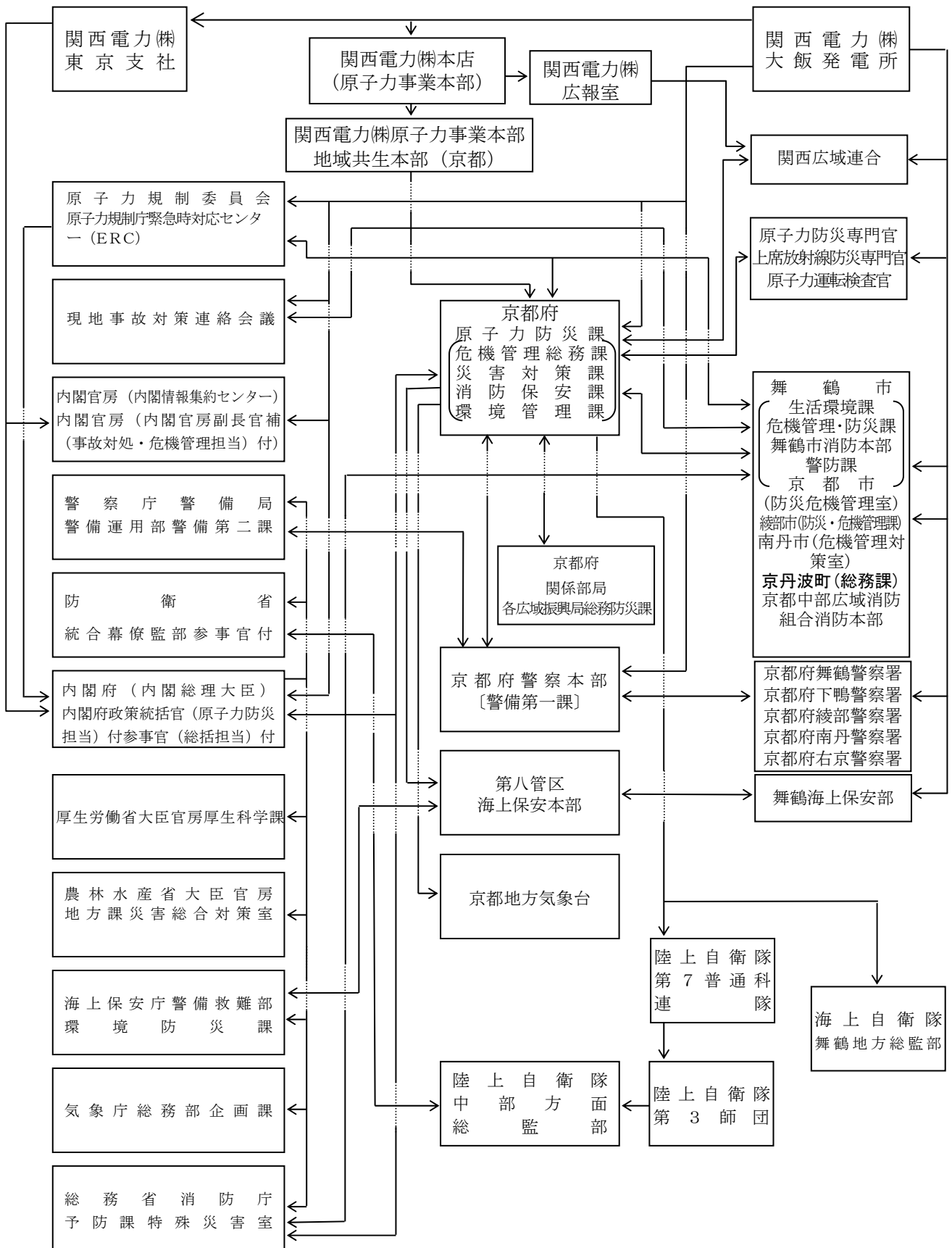
※関西電力株式会社は電話による着信確認を行う。

図4 「警戒事態発生時の情報連絡」系統図（大飯発電所）



※関西電力株式会社は電話による着信確認を行う。

図5 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (高浜発電所)



※関西電力株式会社は電話による着信確認を行う。

図6 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (大飯発電所)

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、（町をはじめとする）府内関係市町、府警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファックスにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 町は、国（原子力防災専門官等を含む。）から情報を得るとともに、関西電力株式会社等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 町は、指定地方公共機関との間において、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 町及び府は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

オ 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファックスで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、（町をはじめとする）府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファックスで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る府、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

ウ 町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る町及び府をはじめ関西電力株式会社、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネ

ットメール、J-A L E R T及びN-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、府が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 情報収集事態及び警戒事態発生時の警戒体制

ア 警戒体制

町は、情報収集事態又は警戒事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府及び高浜発電所並びに大飯発電所等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

イ 情報の収集

町は、情報収集事態又は警戒事態発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ 対策拠点施設の設営準備への協力

町は、情報収集事態又は警戒事態 of 通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

オ 国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

カ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 事故対策本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害対策本部の設置等
- ア 町は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置し、国、府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- イ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。
- 災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。
- (3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び招集方法等
- 災害対策本部等の組織、構成、配備体制、招集方法、所掌事務等は図7、表6のとおりとする。

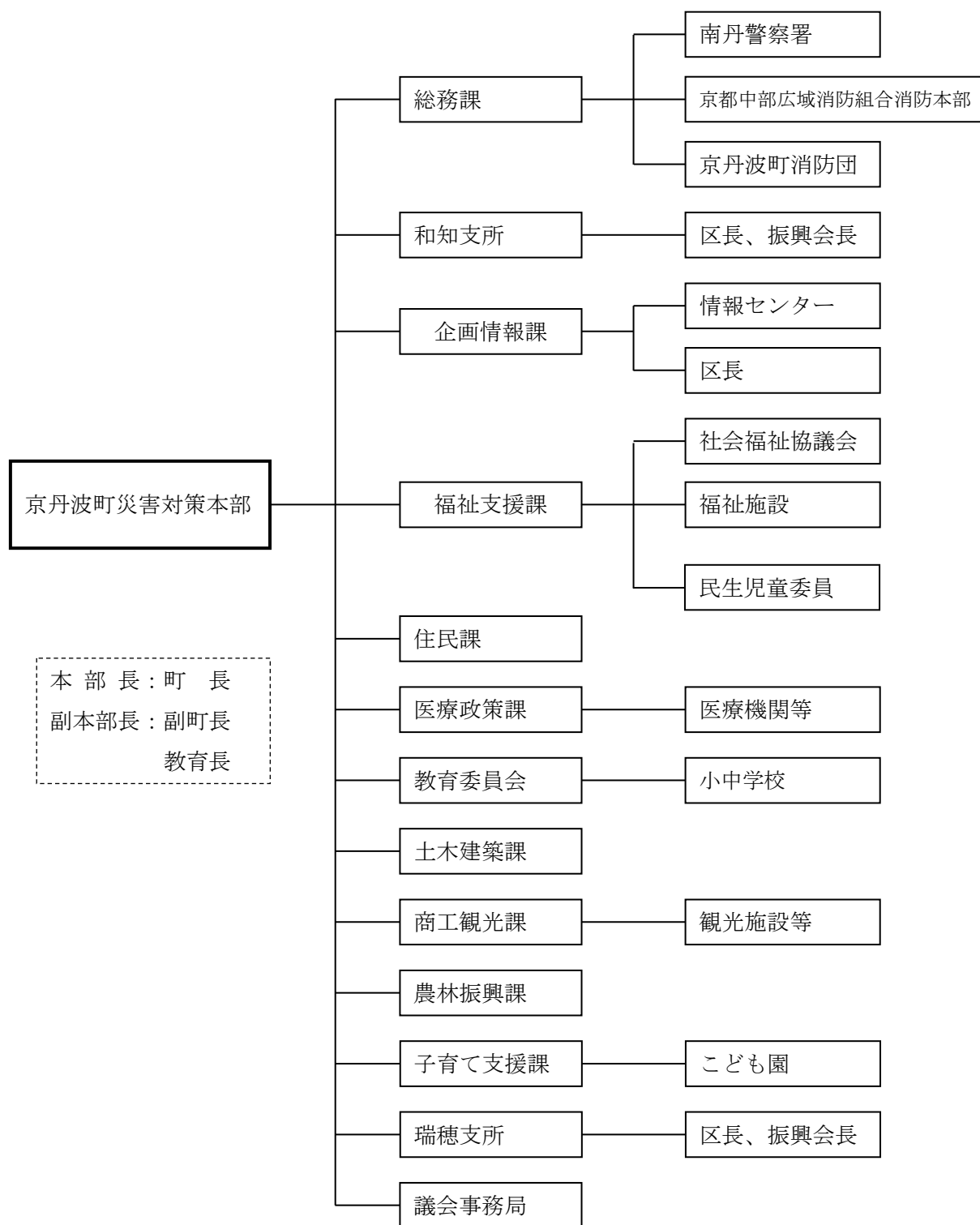


図7 事故対策本部及び災害対策本部の体制

表6 担当課の事務分掌

| 担当課名 | 事務分掌 |
|--------|---|
| 総務課 | 1 災害対策本部の設置 2 京都府、警察、消防署等関係機関との連絡調整 3 事故の情報収集 4 関西電力株式会社との連絡調整 5 和知支所との連絡調整、職員派遣 6 町消防団へ避難誘導の要請 7 避難所開設に係る必要物資等の確保 8 モニタリングの実施 |
| 和知支所 | 1 災害対策本部（和知支部）の設置 2 対象区長等への連絡 3 防災行政無線による緊急放送 4 関係機関との連絡調整・確認 5 避難対象地域へ職員、輸送バス等の派遣 6 避難対象地域での関係機関との確認 |
| 企画情報課 | 1 アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）配信 2 避難対象地域へ職員、輸送バス等の派遣 3 対象区長等への連絡 |
| 福祉支援課 | 1 要配慮者への避難支援 2 要配慮者施設との連絡調整 3 住民の健康管理 4 町社会福祉協議会との連絡調整 5 民生児童委員との連絡調整 |
| 健康推進課 | 1 住民の健康管理 |
| 住民課 | 1 避難所開設準備及び避難所担当職員の派遣 2 京都府環境関係部局との連絡調整 3 モニタリングの実施 |
| 医療政策課 | 1 緊急時医療体制の確認 2 医療機関等との連絡調整 |
| 教育委員会 | 1 小・中学校との連絡調整 2 避難児童・生徒の教育環境の確保等 |
| 土木建築課 | 1 国道、府道の通行規制等の情報収集 2 町道の通行規制等の警察との調整、措置 3 輸送バスによる避難誘導（バス添乗） 4 仮設住宅の建設 |
| 商工観光課 | 1 観光施設、宿泊施設等との連絡調整 2 避難対象地域の避難完了確認作業 |
| 農林振興課 | 1 農作物の移動制限等対応 2 家畜等の対処指導 |
| 子育て支援課 | 1 こども園との連絡調整 2 避難園児の保育環境の確保等 |
| 瑞穂支所 | 1 災害対策本部（瑞穂支部）の設置 2 避難所開設準備 3 対象区長等への連絡 |
| 町消防団 | 1 避難対象地域の住民避難誘導 2 避難広報 |
| 議会事務局 | 1 議会議員との連絡調整 |

※ 関係各課は、本部長等の指示により、柔軟に避難誘導体制をとることとする。

(4) 他の災害対策本部等との連絡

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

なお、原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、町は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 町は、府や防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。

イ 町は府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 町の放射線防護を担う班は、必要に応じ府県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

ア 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 町は、施設敷地緊急事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備を行うこととする。全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出した時は、国の要請又は独自の判断により、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行う。

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には府と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (2) 避難対象区域を含む町は、住民等の避難誘導にあたっては、府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査及び除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び府に対しても情報提供するものとする。

- (3) 避難対象区域を含む町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、府と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び府に対しても情報提供するものとする。

- (4) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

2 避難所等

- (1) 避難対象区域を含む町は、府と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査並びに除

染等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

- (2) 避難対象区域を含む町は、府と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び町に提供するものとする。
- (3) 避難対象区域を含む町は、府の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 避難対象区域を含む町は、府と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 避難対象区域を含む町は、府の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 避難対象区域を含む町は、府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 避難対象区域を含む町は、府の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び府と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、府と連携し、被災者の入

居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び府に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在（一次避難）

- (1) 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、府に対し、必要に応じて、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

5 要配慮者等への配慮

- (1) 避難対象区域を含む町は、府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。

6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設においては、原子力災害が発生し避難のための立退き指示等があった場合、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等を避難させるものとする。

8 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の指示をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の府等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した市町村及び府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 町は、国及び府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。町は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。町は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係る避難退域時検査基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、町は、国及び府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

避難対象区域を含む町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、府内関係市町の対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 避難対象区域を含む町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、道路交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 避難対象区域を含む町は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ府や周辺市町村に支援を要請するものとする。

ウ 避難対象区域を含む町は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む町道路管理者は、交通規制にあたる府警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急・消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 避難対象区域を含む町は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ府又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 避難対象区域を含む町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 避難対象区域を含む町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を府に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

など

2 医療措置

町は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害時における医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の

適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、町のあらゆる広報手段を用いて次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

(2) 町は、住民等への情報提供にあたっては国及び府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないうよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、府、周辺市町村及び関西電力株式会社と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 町は、情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

町、国、府及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した町は、府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

(2) 義援金の受入れ

町は、府と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 避難対象区域を含む町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 避難対象区域を含む町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12節 水資源対策

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- (2) 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- (3) 放射線物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第13節 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

町は、府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除

関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができることとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴取した上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができることとされている。

町は、高浜発電所及び大飯発電所から原子力防災体制を解除することについて意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴取した上で回答するとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

町は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議を対策拠点施設において開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び府と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、府、関西電力株式会社及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第6節 各種制限措置の解除

町は、府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、国及び府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 町は、国及び府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 町は府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的な推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業、被災農林業者等に対する支援

町は、国及び府と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。